

令和2年度事務事業評価シート（令和元年度実施事業）

危機管理監

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和元年度			令和2年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
1	地域災害対策事業	危機管理室	大地震等の自然災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、災害対策に関する諸事業を実施することにより、災害発生時の被害の防止及び軽減を行う。	地域防災計画に基づく防災対策を計画的に進め、災害から市民の生命、身体、財産を保護するため、防災訓練や防災行政無線等の維持管理、備蓄品の整備を行う。	防災資機材や備蓄品の購入により適切な管理等を実施できました。また、地域防災力の向上を図るため、自助、共助、公助の役割を明確にし、事業者を含めた地域と連携した防災対策を進めることができました。	妥当性 有効性 効率性	A A A	災害対策基本法に基づく市地域防災計画により、防災資機材の整備や避難所の整備、災害発生時における対応に備えます。可能な限りの備えをハード、ソフト両面から、総合的かつ計画的に取り組むことで地域防災力を向上させる必要があります。 各避難所の整備や防災行政無線の整備により防災対応力の向上や、地域防災訓練や出前講座により防災意識の向上を行い、防災・危機管理体制が強化されています。 地域防災力を向上するため、自助、共助、公助の役割を明確にし、事業者や地域と連携した防災対策を進めています。防災資機材や施設の整備にあたっては補助制度等や起債を活用し、コスト縮減に努めており、さらなる事業の効率化に努めています。	現行どおり	災害の発生は予想できないため、平素より防災資機材や備蓄品の適切な管理等を確実に実施していく必要があります。また、地域防災力の向上を図るため、自助、共助、公助の役割を明確にし、事業者を含めた地域と連携した防災対策を進めていきます。
2	災害復興支援事業	危機管理室	平成23年3月11日に発生した東日本大震災による被災者の支援を行う。	被災者相談受付、各種連絡事務、全国避難者情報システム登録支援、原発避難者特例法に係る庁内調整などを行う。	四街道市への避難者に対し、支援を行うことができました。	妥当性 有効性 効率性	A A A	東日本大震災では、被害が甚大であり、当市でもいまだに避難生活を行っている避難者が多数いるため、引き続き情報提供などの支援の必要があります。 被災者支援等は避難生活の長期化、被災者の分散化や多様化等に伴い、被災者に対する健康・生活支援が重要な課題となっています。今後は避難者の自立を促していく必要もあります。 全国避難者情報システムの運用と、避難者への情報提供等が主であり、費用は要しません。	現行どおり	避難者への情報提供や全国避難者情報システム等の管理を行い、支援を継続していきます。
3	自主防災組織育成事業	危機管理室	大規模災害が発生した場合には、行政機関のみでは対応に限界があることから、地域住民の連携による自主防災組織の育成を図ることにより、災害発生時の初動対策を強化し、災害による被害の防止、軽減を行う。	自主防災組織の発足を促進するため、自主防災組織を結成する自治会等に防災資器材購入補助金を交付する。また、自主的に行う防災訓練等の活動を支援するために活動補助金を交付する。	自主防災組織への補助金を支出することにより、組織での防災訓練や防災啓発活動が行われ、自主防災組織の活動の活性化や防災機能の強化をすることができました。また、自主防災組織の発足を促進するために防災リーダーを育成するために助成されました。	妥当性 有効性 効率性	A A A	災害対策基本法第8条第2項第13号により、災害の発生の予防と災害の拡大を防止するため、自主防災組織の育成による防災活動の環境整備、その他市民の自発的な防災活動を促進しています。また、いまだ自主防災組織を設立していない自治会も多く、市民の防災意識を高める上でも継続して実施していく必要があります。 防災資器材の購入や防災訓練の実施経費に対して助成することで地域防災力が向上しています。 自治会が行う自主防災訓練の回数は増加傾向にあり、市民の防災意識を高める上でも補助金の交付及び活動の支援は継続して実施していく必要があります。また、防災資器材の購入については「千葉県地域防災力向上総合支援補助金」を活用し、財源確保に努めています。	現行どおり	自主防災組織の発足を促進するため、自主防災組織を結成する自治会等に防災資器材購入や自主的に行う防災訓練等の活動を支援するために活動補助金を交付します。また、防災リーダーを育成するために助成金を交付します。

令和2年度事務事業評価シート（令和元年度実施事業）

危機管理監

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和元年度			令和2年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
4	国民保護計画推進事業	危機管理室	武力攻撃事態等において、国民の生命・身体及び財産を保護し、武力攻撃に伴う被害を最小限にすることができるよう、国や地方公共団体の役割とその具体的な措置を行う。	武力攻撃や緊急対処事態から市民の生命、身体、財産を保護するための体制整備を推進するとともに、国民保護協議会を開催し、国民保護措置について審議する。	全国瞬時警報システムの適切な機能維持及び運用ができました。	妥当性	A	国民保護法及び県の国民保護に関する計画に基づく、市の国民保護に関する計画により、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置を実施することが義務付けられています。そのため、武力攻撃や武力攻撃以外の緊急対処事態から市民の生命、身体、財産を保護することは必要不可欠です。	現行どおり	武力攻撃や緊急対処事態から市民の生命、身体、財産を保護するために国民保護計画に基づき、防災・危機管理体制を強化していきます。
						有効性	A	武力攻撃や緊急対処事態から市民の生命、身体、財産を保護するために国民保護計画に関する啓発や防災訓練等により市民に周知を行っており、防災・危機管理体制が強化されています。		
						効率性	A	人命保護については、地域防災計画と目的が同様ですが、現在、国民保護計画推進事業においては国民保護協議会にかかる報償費や機器の維持費が主であるため削減は難しいです。		
5	危機管理事業	危機管理室	危機事案発生時の初動対応と体制整備及び危機発生時に的確な対応を行う。	突発的な危機から市民の生命・財産を保護するために作成される危機管理指針に基づく危機管理マニュアルの整備を推進する。	地域防災計画の修正に伴い、業務継続計画(BCP)の改定のための準備を進めました。	妥当性	A	市の業務に関する危機管理を推進し、各所管部署の危機管理意識を向上させることで、危機的状況の発生を未然に防ぎ、さらに自らの業務において、危機的状況を発生させないために危機管理対策を講じる必要があります。	現行どおり	市の業務に関する危機管理を推進し、危機的状況の発生を未然に防ぐため、危機管理指針に基づき危機管理マニュアルの作成を推進します。また、昨年度に引き続き、業務継続計画(BCP)の改定を進めます。
						有効性	A	突発的な危機から市民の生命・財産を保護するため、各所管部署におけるマニュアルの整備を積極的に進めると共に、職員個人の危機対応能力を向上させ、危機事案発生時の初動対応と体制整備及び危機発生時に的確に対応するための体制を確立させています。		
						効率性	A	危機管理は、自らの業務に責任を持つこと、予測できる危険を発生させないためにとる行動であり、マニュアルは手順等を示し、全員で情報を共有することにより、危機管理体制の強化につながります。人的コストが必要となりますが、それ以外はほとんど費用を要しません。		